

Tokyo TCAT (thyroid cancer advanced therapy) Conference 会則

第一条名称

本会は「Tokyo TCAT Conference」と称する。

第二条目的

本会は、甲状腺癌補助療法および高度療法に関する研究を行い、手技・知識・技術の向上と啓発を計ると共に、本領域の更なる発展と会員相互の情報交換と親睦を計ることを目的とする。

第三条組織ならびに会員

- 1) 本会の会員は、本会の目的に賛同する医師、研究者及び関連領域の医療従事者とする。
- 2) 本会の運営を円滑に行うために、代表世話人を初回の会合で世話人より選出する。世話人として岡本高宏、神森眞、杉谷巖、杉野公則、筒井英光（五十音順）を置く。代表世話人として杉谷巖を置き、代表世話人の施設に事務局と事務局長(岡村律子)を置く。

第四条会費

本会の会費は、会員1人につき年間500円とする。

第五条運営

本会の運営は次の通りとする。

- 1) 本会は事務局が運営する。
- 2) 本会は年6回の開催とする。
- 3) 会員連絡のためにメーリングリストを作成する。保管管理は事務局が行う。

第六条事務局

本会の事務局は代表世話人の所属部局とする。

住所：〒113-8602 東京都文京区千駄木1-1-5

日本医科大学内分泌外科

事務局長：岡村 律子

第七条会計

- 1) 本会の経費は本研究会の資金援助団体であるNPO法人TODocネットワーク

より全額を出資する。

NPO法人TODocネットワーク

住所：〒114-0015 東京都北区中里1-5-6 医療法人社団金地病院内

- 2) 経費は、本会に賛同する企業より、NPO法人TODocネットワークが寄付・広告金を徴収する。年賛助費として50,000円3口を徴収するものである。広告については、NPO法人TODocネットワークのホームページ内のTokyo TCAT Conference関連ページ内のバナー広告を原則とする。
- 3) Tokyo TCAT ConferenceとNPO法人TODocネットワークは、経費についての委託契約を結び、3年ごとにこの契約を更新することとする。
- 4) 事務局とNPO法人TODocネットワークは事業年度ごとに収支明細書を作成して、会計監査人に提出し、監査を受けなければならない。

第八条広報

- 1) 各世話人は、主催した研究会の議事録を責任もって作成し、その内容をNPO法人 TODocネットワークのホームページ内のTokyo TCAT Conference関連ページ内にPDF fileにて公開することとする。内容については、会員および協賛企業が閲覧出来ることとする。
- 2) 研究会の議事録の著作権は、Tokyo TCAT ConferenceとNPO法人TODocネットワークが所有することとし、出版化される場合は個別に対応することとする。

第九条議事

本会の会議内容については議事録として3年間世話人会にて保管する。

第十条会則改正

本会の会則は世話人の協議により適宜改正できるものとする。

第十一条附則

本会則は平成27年6月1日から発行するものとする。
3年間の研究活動を元に継続または中止を世話人会で決定する。